

議 事 内 容

専務	皆様、ご着席ください。 本日は、8月の臨時理事会により新しく農業会議の副会長に就任いただいたJA中央会の金原会長がお見えです。突然のことで恐縮ですが、一言ご挨拶をお願いします。
副会長	(挨拶)
専務	ありがとうございました。 会議に入る前に、前回の審議委員会においてご議論がありました「有害物質貯蔵指定施設設置届」について、補足の報告をさせていただきます。 (参考資料1に基づいて説明) 本日の「第18回常設審議委員会」については、審議委員の総数19名に対し14名の出席をいただいています。常設審議委員会運営規程第11条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。 それでは、開会に当たりまして、坂井会長よりご挨拶を申し上げます。
会長	本日は第18回常設審議委員会となり、新制度に移行して1年半となりました。 最近の農業情勢を見てもみると、先般農林水産関係予算の概算要求がなされ、前年度比115%の2兆6,525億円が要求されております。農業委員会関連では、農地利用の最適化関係等で増額要求ということで、我々農業委員会関係者の取り組みの強化が期待されているものと受け止めているところです。 ところで、本日の常設審議委員会では、農地法による農業委員会からの意見聴取について、第4条はございません。第5条・12件うち3,000㎡を超える案件は6件となっております。 どうか慎重にご審議いただきますよう、お願い申し上げます。
専務	ありがとうございます。 それでは、常設審議委員会に入りたいと思いますが、農業会議定款第45条の規程に基づき、議長を坂井会長にお願いします。
議長	只今から議事に入ります。 議事録署名者として、市・委員と市・委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。
議長	それでは、農地法第5条の規定による意見聴取に入ります。 一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局及び農業会議事務局から説明をお願いします。

農業会議事務局

(前月の審議案件の結果について報告)

農業委員会

農業委員会より説明いたします。
整理番号 5 - 1、申請の共同住宅用地への転用において、申請地は第 3 種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であることから第 2 種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

農業委員会

農業委員会より説明いたします。
整理番号 5 - 2、申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は町役場から 300m 以内にある農地であることから第 3 種農地と判断されるため、許可相当と判断しております。

農業委員会

農業委員会より説明いたします。
整理番号 5 - 3、申請の事務所、駐車場用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。
整理番号 5 - 4、申請の共同住宅用地への転用において、申請地は 役場から 300m 以内にある農地であることから第 3 種農地と判断されるため、許可相当と判断しております。

農業委員会

農業委員会より説明いたします。
整理番号 5 - 5、申請の幼稚園の敷地用地への転用において、申請地は J R 駅から概ね 300m 以内にある農地であることから第 3 種農地と判断されるため、許可相当と判断しております。

農業委員会

農業委員会より説明いたします。
整理番号 5 - 6、申請の仮設道路及び施工ヤードの設置用地への一時転用において、申請地は市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地及び中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である第 2 種農地と判断され、農用地区域内農地については、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものである場合は許可し得ることから許可相当、また、第 2 種農地については、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。
なお、今回は一時転用の更新となっております。

農業会議事務局

最後に、1,000㎡以上 3,000㎡以下の農振農用地・甲種農地・第

1種農地のうち農業用施設・農家住宅・植林を除く案件については、農地法第5条関係が6件ございます。
併せてご審議のほどお願いします。

議 長 農地法第5条関係12件について説明がありました。
ここで、3,000㎡を超える6案件について、案件ごとに審議を行いたいと思います。

議 長 はじめに、農地法第5条関係、 農業委員会経由、
申請の共同住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委 員 一 同 (意見・質問・異議なし)

議 長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。
それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委 員 一 同 (挙手多数)

議 長 挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして
農業委員会会長に回答いたします。

議 長 次に、農地法第5条関係、 農業委員会経由、 申請
の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委 員 は建築業をされているのですか。ここは通常不動産業
ばかりに見えるのですが。

農業委員会 確認をします。

委 員 事務局に報告をお願いします。それともう一点、条件付分譲住
宅は今月の審議分までですか、それとも申請分までですか。

農業会議事務局 今月申請分までです。

委 員 分かりました。

議 長 他にご意見・ご質問等ないでしょうか。

委 員 一 同 (意見・質問・異議なし)

議 長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。
それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同	(挙手多数)
議長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請の事務所、駐車場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問・異議なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(挙手多数)
議長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請の共同住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員	共同住宅は何戸分ですか。
農業委員会	4棟分です。平屋の1棟8戸建てが4棟です。平屋建ての理由は、ここが高圧線が走っているため、九州電力との話で高さ制限がかかったとのこと。
議長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問・異議なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(挙手多数)
議長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請の幼稚園の敷地用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同	(意見・質問・異議なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(挙手多数)
議長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請の仮設道路及び施工ヤードの設置用地への一時転用については、委員が貸付人の一人となっておりますので、常設審議委員会運営規程第25条第1項、議事参与の制限の規定に基づき、退席をお願いします。
委員	(退席)
議長	それではこの案件について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問・異議なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(挙手多数)
議長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして農業委員会会長に回答いたします。 委員、お戻りください。
委員	(着席)
議長	最後に、1,000㎡以上3,000㎡以下の農振農用地・甲種農地・第1種農地のうち農業用施設・農家住宅・植林を除く案件について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問・異議なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(挙手多数)
議長	挙手多数ですので、1,000㎡以上3,000㎡以下の案件についても

異議ないものと認め、先ほどご決定いただきました3,000㎡を超える案件と合わせ、本日意見を求められた農地法第5条関係12件について、各市町農業委員会会長に異議なしとして回答することいたします。

以上をもって、議事を終了いたします。

議 事 終 了

専

務

ありがとうございました。

以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。

1 4 時 0 5 分